### 一般社団法人横浜市工業会連合会 定款

# 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人横浜市工業会連合会(以下「本会」という。) と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を神奈川県横浜市中区に置く。

(目 的)

第3条 本会は、地域工業会が連携を図り、工業及びこれに関連する産業に携わる ものの総意を結集することにより、その存立基盤の強化を推進するとともに産業 振興にかかる事業を行い、横浜市における産業の一層の発展を通して地域社会の 健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
  - (1) 工業及びこれに関連する産業に関する調査、研究及び政策提言
  - (2) 企業の経営合理化、技術力向上、人材育成、及び労務改善等を図り、地域 工業の活性化を促すための事業
  - (3) 産業振興施設の管理運営に関する事業
  - (4) 各種情報提供事業
  - (5) 従業員等の福利厚生の充実を図るための事業
  - (6) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、神奈川県において行うものとする。

## 第2章 会 員

(会員の資格)

- 第 5 条 本会の会員は、横浜市の行政区を基準に組織された地域工業会で本会の目 的に賛同して入会したものとする。
- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入 会)

第6条 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を

得なければならない。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより毎年、会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

(除 名)

- 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって、これ を除名することができる。
  - (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
  - (2) 本会の名誉をき損し、又は本会の設立の趣旨に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、 その資格を喪失する。
  - (1)総会員が同意したとき
  - (2) 当該会員が解散したとき

(拠出金品の不返還)

第11条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(役員の種別)

- 第12条 本会に、次の役員を置く。
  - (1)会 長 1人
  - (2) 副 会 長 6人以内
  - (3) 専務理事 1人
  - (4) 理 事 (会長、副会長及び専務理事を含む。)
    - 9人以上15人以内

- (5) 監事 2人以内
- 2 前項の会長、及び専務理事をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって 同法91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第13条 理事及び監事は、総会において選任する。
  - 2 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選により定める。
  - 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第14条 会長及び専務理事は、法令、及びこの定款で定めるところにより本会を代表し、理事会において別に定めるところにより業務を分担執行する。
- 2 副会長は、理事会において別に定めるところにより本会の業務を分担執行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び 財産の状況を調査をすることが出来る。

(役員の任期)

- 第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事及び幹事の任期は前任者の任期の満了するときまでとし、増員により選任された理事の任期は現任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、辞任し、又は 任期が満了した場合においても、後任者が就任するまで、なお、理事又は監事と しての権利義務を有する。

(役員の解任)

第17条 理事及び監事は総会の決議によって解任することができる。

#### (報酬等)

第18条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会で定める支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することが出来る。

(顧問)

- 第19条 本会に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問の選任及び解任は、理事会の決議による。
- 3 顧問は会長の諮問を受け、意見を述べるとともに、会長の相談に応じる。
- 4 顧問の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時総会の終結の時までとする。
- 5 顧問の報酬は無償とする。

(事務局)

- 第20条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長1人その他職員若干名を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、会長が理事会の同意を得て任免する。
- 4 前各号に定めるもののほか、事務局に関する事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

第4章 総 会

(総会の構成等)

- 第21条 本会の総会は、会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって 法人法上の社員総会とする。
- 3 総会は、定時総会として毎年度6月までに1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(総会の権能)

- 第22条 総会は、次の事項について議決する。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 理事及び監事の選任又は解任
  - (3) 理事及び監事の報酬等の額
  - (4) 貸借対照表、及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 解散及び残余財産の処分

- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 (総会の招集)
- 第23条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき 会長が招集する。
- 2 総会員の5分の1以上の議決権を有する会員は会長に対し、総会の目的である 事項、及び招集の目的を示して、総会の招集を請求することができる。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第25条 総会における議決権は会員1名につき1個とする。

(議決の定足数)

第26条 総会は、会員の過半数の出席がなければ議決できない。

(総会の議決)

- 第27条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の事項の決議に当たっては総会員の議決権の3分の2以上

の多数を持って行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4)解散
- (5) その他法令で定められた事項

(総会の議事録)

- 第28条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長のほか、出席した理事(2名以上)が署名押印する。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権能)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
  - (1) 本会の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長、副会長、及び専務理事の選定及び解職

(理事会の招集)

- 第31条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 (理事会の議長)
- 第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案 をし、当該事項について議決に加わることの出来る理事の全員が、書面又は電磁 的記録により同意の意思表示をし、かつ、当該提案に対し監事の異議がないとき は、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 出席した会長、専務理事及び監事は、前項の議事録に署名押印する。
- 第6章 資産、事業計画等

(事業年度)

- 第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (事業計画及び収支予算)
- 第36条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度ごとに会長が作成し、その年度開始の日の前日までに理事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまで備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに会長が次の書類を作成し、 監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び

第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号の書類については 承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、定款、社員名簿 を主たる事務所に備え置くものとする。
- (1) 監查報告書
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の配分禁止)

第38条 本会は剰余金の配分を行うことができない。

### 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第40条 本会は、総会の決議その他法令の定めにより解散する。
- 第41条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て認定法第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公告)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及 び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法 律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同 法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は佐藤信夫とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に 定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったとき は、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、 設立の登記の日を事業年度の開始日とする。